

## 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

### 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

#### 第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年(2020年)以降、新型コロナウイルスが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こすなど、\*新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物および環境の分野横断的な取組が求められる。これら分野横断的な課題に取り組む\*ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなるまたは効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

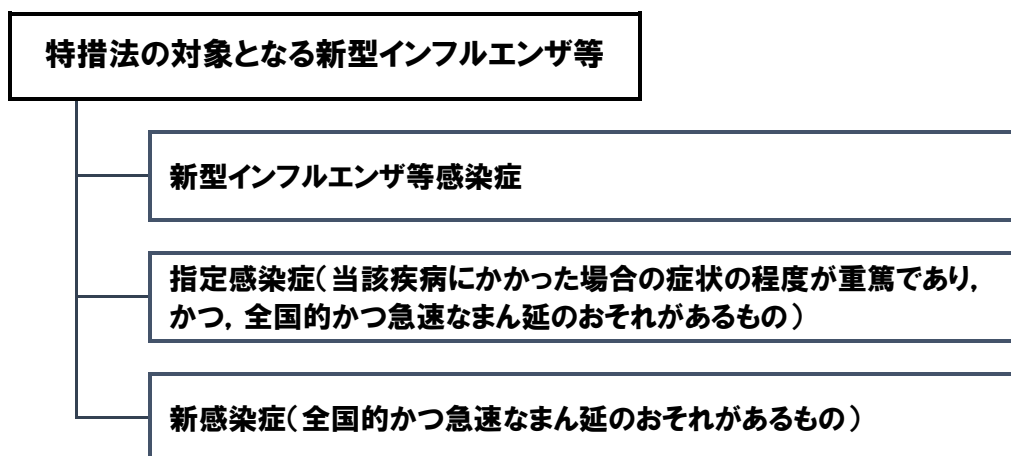
また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響の大きいものが発生する可能性がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症および新感染症が発生した場合に、国民の生命および健康を保護し、国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、\*指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、\*まん延防止等重点措置、\*緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防および感染症の\*患者に対する医療に関する法律（平成10年(1998年)法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないことなどから、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活および国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある。

これらの感染症が発生した場合には、本市は、国および道と連携して、国家の危機管理として対応する必要がある。



### 第3節 政府の感染症危機管理の体制

次の感染症危機に対応する国の司令塔機能を強化するため、内閣法（昭和22年(1947年)法律第5号）を改正し、令和5年(2023年)9月に内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁（以下「\*統括庁」という。）を設置した。統括庁は、感染症対応に係る関係省庁に対する総合調整を平時から有事まで一貫して統括する組織である。

併せて、感染症対応能力を強化するため、同月に厚生労働省に感染症対策部を設置した。さらに、国立健康危機管理研究機構法（令和5年(2023年)法律第46号）に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う組織として、令和7年(2025年)4月に\*国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下「JIHS」という。）を設置した。

国の感染症危機管理の体制として、統括庁を司令塔組織とし、厚生労働省をはじめとする関係省庁との一体的な対応を確保し、JIHSから感染症危機管理に係る科学的知見の提供を受ける体制を整備する。

また、政府行動計画や\*基本的対処方針の作成または変更にあたっては、あらかじめ新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴かなければならないとしている。

#### 第4節 道の感染症危機管理の体制

道は、感染症危機への備えや新興感染症の発生の疑いを探知した場合等における初動体制への円滑な移行などを行うため、令和6年(2024年)5月から「感染症対策庁内連携会議」(以下「庁内連携会議」という。)を常設しており、平時から感染症の発生状況等の関連情報や感染症対策に係る研修・訓練の実施状況の共有など体制の整備を行った。

今後、国内外での新型インフルエンザ等の発生の疑いを探知した場合には、「北海道新型インフルエンザ等対策連絡本部」(以下「道連絡本部」という。)を設置し、医療機関や関係団体とも連携しながら、有事を想定した新型インフルエンザ等対策を迅速かつ適確に講ずることができるよう準備を進めるとともに、政府対策本部が設置された場合には、特措法第22条に基づく「北海道新型インフルエンザ等対策本部」(以下「道対策本部」という。)を設置し、必要な措置を実施する。また、感染症の規模その他の状況により、必要に応じて、初動対応および対策実務の指揮命令を担う対策本部指揮室を設置し、取組を推進する。また、道は、平時においても庁内連携会議のほか、北海道感染症対策連携協議会(以下「\*連携協議会」という。)を開催し、平時より感染症の発生およびまん延を防止していくための取組を関係者が一体となって検証し、\*P D C Aサイクルに基づいて改善を図る。

第5節 本市の感染症危機管理の体制

本市は、海外や国内で新たな感染症等が発生した場合で、管内での発生を認めるときまたは感染拡大等の事由により、保健所内の体制強化が必要と判断したときには、「対処計画（感染症編）」に基づき、保健所内での情報共有、方針決定および円滑な業務遂行、市関係部局との連携等のため、保健所長を本部長、統括保健師を本部長補佐とする「市立函館保健所感染症対策本部」を設置することとしている。市立函館保健所感染症対策本部においては、保健所長が本部長として管理責任者を務め指揮を執り、各班が総務・調達・受援・計画情報・実務活動等の機能を担う。

また、市立函館保健所感染症対策本部の設置と同時期に、全庁的な連携体制の構築のため、保健福祉部長は、関係部長を招集の上、会議（関係部長会議）を開催することで、国内外で発生した新型インフルエンザ等の特徴や、国および道ならびに市立函館保健所感染症対策本部において決定した基本的な方針の情報共有を行い、必要に応じて関係部局における新型インフルエンザ等対策の推進について検討する。

なお、市民等からの相談、医療機関からの疑い患者の検査依頼等の対応業務が発生し始めることが予測されることから、必要に応じて、\*I H E A T要員および応援職員の動員や、派遣職員等の人員確保により迅速に人員体制を強化する。

また、本市は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、国における\*緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに、特措法に基づき、対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。なお、対策本部の組織は「函館市新型インフルエンザ等対策本部条例」に基づき、市長が任命して構成する。

本市の感染症危機管理体制

